

# 監 事 監 査 報 告 書

令和2年5月28日

学校法人 芦屋学園

理 事 会 御 中

評 議 員 会 御 中

監 事 芹 田 健 太 郎



監 事 高 島 章 光



学校法人芦屋学園の監事兩名は、私立学校法第37条第3項及び学校法人芦屋学園寄付行為第15条の定めに基づき、同学校法人の令和元年度（令和元年4月1日から令和2年3月31日まで。以下「当期」という）における学校法人の業務、財産の状況、計算書類について監査を行いました。

監事兩名は、当期におかえる各監事の任期中における理事会、役員協議会その他の重要な会議に出席するほか、理事、法人事務局、各学校関係者等から業務の報告を聴取し、重要な書類等を閲覧し、会計監査人（清友監査法人）より計算書類につき意見を聴取するなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、前年度までの監事監査報告書等の指摘事項に関しては、備品等の動産類の資産管理は当期中に十分な対応が完了したとの評価には至らず、引き続きの改善が望まれるものの、その余の指摘事項に関しては、順次完了若しくは同学園の状況を踏まえ優先順位を判断の上、適宜対応中であることが確認できる。

結論において、当期における学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち資金収支計算書、事業収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務または財産に関する不正の行為、または、法令もしくは寄付行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以 上

